

静岡県および御前崎市による津波対策工事ほか追加工事の点検および確認について(第 115 回)

2023 年 3 月 22 日

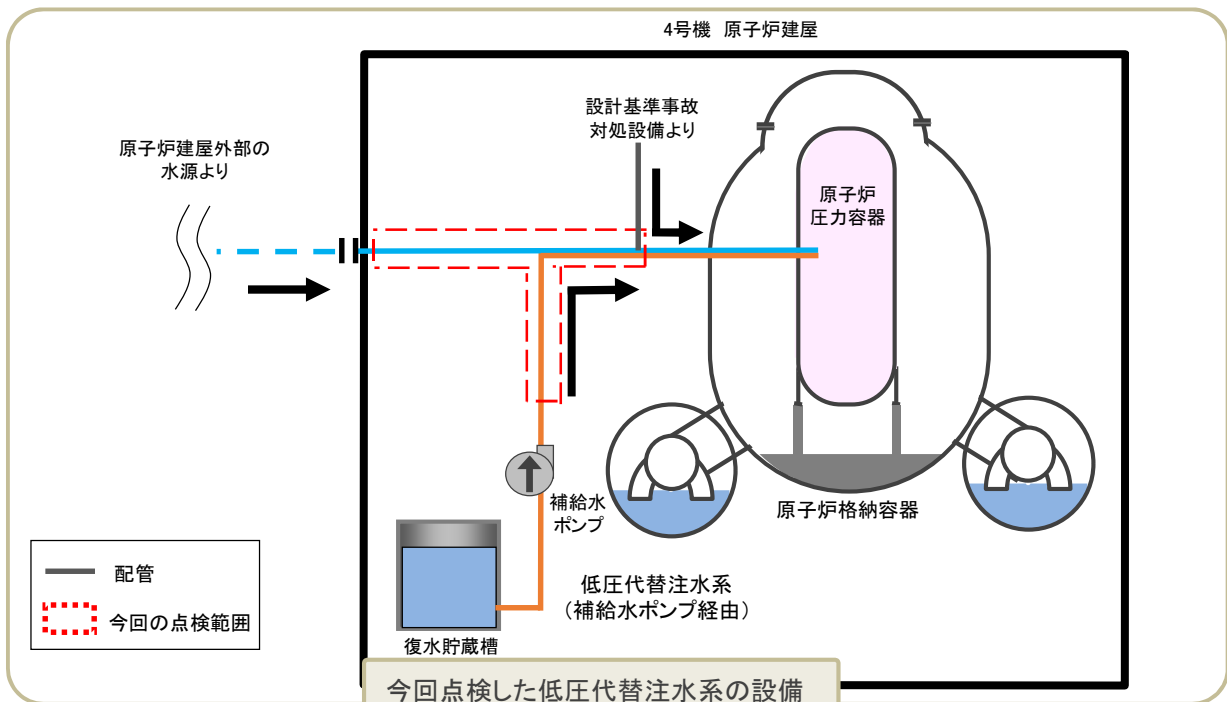
本日、当社が実施している津波対策工事ほか追加工事(注1)について、御前崎市の立ち会いの下、静岡県による点検を受けましたので、お知らせします。

新規制基準では、原子炉冷却材圧力バウンダリ(注2)が低圧の状態であって、設計基準事故対処設備(注3)が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止するために原子炉を冷却する設備を設置することが要求されています。

今回は、当該設備として設置する4号機の低圧代替注水系のうち、原子炉建屋外部の水源および復水貯蔵槽(注4)から注水するために設置した設備(配管・弁など)について確認いただきました。

静岡県から「4号機の低圧代替注水系のうち、原子炉建屋外部の水源および復水貯蔵槽から注水するために設置した設備(配管・弁など)について、書類確認および現場確認をおこなった。本日の点検で、中部電力の計画どおりに設置されていることを確認した。今年度は安全性対策工事をしっかりおこなっていただいたことを確認できた。来年度も引き続きしっかりおこなっていただきたい。」との講評をいただきました。

御前崎市から「4号機の低圧代替注水系のうち、原子炉建屋外部の水源および復水貯蔵槽から注水するために設置した設備(配管・弁など)について、書類確認および現場確認をおこなった。本日の点検で、中部電力の計画どおりに設置されていることを確認した。来年度も引き続き、安全第一、無事故・無災害で安全性対策工事に取り組んでいただきたい。」との講評をいただきました。



低圧代替注水系の点検の様子

- 注1 自主的に取り組んできた重大事故対策や、2013年7月に施行された原子力規制委員会の新規規制基準を踏まえ追加した対策工事などのことです。
- 注2 原子炉冷却材圧力バウンダリは、原子炉圧力容器、原子炉冷却材再循環系設備および主蒸気管などのように原子炉圧力容器に接続されている配管のうち原子炉圧力容器との接続部分から配管に設置された隔離弁までの範囲をいいます。
- 注3 設計基準事故対処設備とは、発電用原子炉施設において、異常な状態が発生した際に多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして、安全設計上想定すべき事故(設計基準事故)に対処するための安全機能を有する設備のことです。
- 注4 復水貯蔵槽とは、運転に必要な水を貯蔵するタンクであり、非常用炉心冷却系の水源としても使用されます。

(これまでにお知らせした内容は、[こちら](#)でご覧いただけます。)

以 上